

静岡県告示第587号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成28年5月6日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月6日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	住吉金谷線	島田市湯日字鎌塚 2083番の4から	前	5.5～14.0	165.0
		島田市金谷二軒家 3914番の93まで	後	9.0～17.5	165.0